

京都市告示第620号

告示の一部を次のように改めます。

令和2年3月13日

京都市長 門川 大作

- 1 平成15年10月23日京都市告示第308号（道路法に基づく市道路線の認定等）

表中

「

5	福稲経12号線	東山区福稲岸ノ上町2番地の3地先 同区福稲柿本町31番地の3地先	
---	---------	-------------------------------------	--

」

を

「

5	福稲経12号線	東山区福稲柿本町2番地の3地先 同町31番地の3地先	
---	---------	-------------------------------	--

」

に改めます。

- 2 平成15年10月23日京都市告示第310号（道路法に基づく道路区域の決定等）

表中

「

福稲経12号線	東山区福稲岸ノ上町2番地の3地先から	メートル	メートル
	同区福稲柿本町31番地の3地先まで	480.00	22.00 ~ 41.00

」

を

「

福稲経12号線	東山区福稲柿本町2番地の3地先から	メートル	メートル
	同町31番地の3地先まで	480.00	22.00 ~ 41.00

」

に改めます。

3 昭和62年3月31日京都市告示第281号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）

表中

「

嵯峨経185の1号線	右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町23番地地先から	旧	203.90	0.5 ~ 1.9
	同町11番地の2地先まで	新	145.50	0.90 ~ 2.00

」

を

「

嵯峨経185の1号線	右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町23番地地先から	旧	203.90	0.5 ~ 1.9
	同町11番地の2地先まで	新	150.70	0.90 ~ 2.00

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)